

第3回産業連関技術会議 議事概要

1 日 時 平成 23 年 10 月 4 日（月） 17：03～19：10

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階中会議室

3 出席者

（座長）清水委員

（委員）朝日委員、菅委員、中村委員、宮川委員、山田委員

（関係府省庁）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（オブザーバー）内閣府（統計委員会担当室）、日本銀行

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）サービス産業・非営利団体等投入調査について

（2）部門分類等検討ワーキング・グループの検討状況等について

（3）基本計画・SNA課題対応ワーキング・グループの検討状況等について

（4）その他

5 概 要

（1）サービス産業・非営利団体等投入調査について

事務局から、資料 1-1 から 1-4 に基づき、来年度実施予定のサービス産業・非営利団体等投入調査の実施要領（案）について説明が行われた。同調査については、一定のサンプル数を確保するため、平成 17 年調査から調査対象数を拡大するほか、調査票については、昨年度実施された「産業連関表の精度向上の方策に関する調査研究」において作成された試作調査票を基礎とし、調査対象企業における記入のしやすさなどに配慮し、更に見直しを予定していることが説明された。これに対する主な意見等は、次のとおり。

○ 資料 1-4 の 11 ページで、表の左側の「符号」欄は何を意味しているのか。また、「項目」欄にある「コード番号」は何を記入するのか。「符号」と「コード番号」が同じように見える。

→ 「コード番号」には、10 ページの内容例示から選んだ物品等のコード番号を記入し、内容例示に該当するものがない場合は、資料 1-3 の「物品・サービス分類表」から選んだ物品等のコード番号を記入する。「符号」は集計時に利用するものである。

→ 「符号」は記入の際に誤解を招く恐れがあるので、記入者に見えないようにすべきではないか。

○ 資料 1-4 の 8 ページの【記入上の注意】の④の部分に記載されている場合には、複数のコードに該当するため、コード欄の記入ができないので、「その際、コード番号の記入は不要です」と加えた方がよい。また、「名称」欄はもう少し広げた方がよい。

→ 最も金額の大きい品目のコード番号を書かせる方法もある。

→ 試作調査票における元々の想定は、「まず品目別で記入してください、品

目別で把握できない場合は、仕入先でまとめて記入してください。」というもの。

→ 企業は仕入先の情報は豊富に持っているので、できるだけ、それに基づいて記入してもらうのがよい。調査側としては、産業連関表作成に利用することを想定した品目区分で回答してもらいたいという思いがあるだろうが、その思いが回答者に対して押し付けにならないようにすべき。

○ 資料 1-4 の 8 ページの「名称」と 10 ページの「分類名」と資料 1-3 の「項目名」は同じものか。

→ 表現が区々となっているが、同じことを意味しているので、いずれかに合わせる方向で検討したい。

○ 資料 1-1 の「5 調査対象の選定」において、「少なくとも 1 産業当たり 20 企業程度の回収数を確保」とあるが、日本標準産業分類の産業別で回収数を確保できたとしても、産業連関表のアクティビティにしたときには、複数の産業が一つのアクティビティになっている場合もあるため、結果として、一部のアクティビティの標本数が著しく大きくなっている可能性がある。産業連関表のアクティビティ毎に標本数を調整すべきでないか。

→ 標本数については、産業連関表の部門に組み替えた場合にどうなるのかということも確認しながら再検討したい。

○ 資料 1-4 の 8 ページで、「項目」欄には 10 ページの品目例示をプレプリントして、記入者負担を軽減すべきではないか。

→ 産業ごとに印刷する経費的な負担などを考えたものだが、調査実務上の手間も含めて再検討する。

→ 試作調査票の検討段階では、企業がどの程度情報を持っているか分からない。プレプリントをすると逆効果になる恐れがあったため空欄としていた。

→ プレプリントは、報告者の持っているデータが調査票の内容に沿っている場合には有効だが、異なると、逆に報告者に負担になる。その見極めが必要。プレプリントの場合の記入者負担と空欄の場合の記入者負担をよく比較して対応方法を検討して欲しい。

○ 資料 1-4 の 5 ページで、通信費の「その他」欄の備考に携帯電話料金、インターネット料金、プロバイダ料とあるが、合算させるよりも、むしろ別々に記入させた方がいいのではないか。

→ 項目の分解は、細かくすることで報告者の負担にもなる。通信費以外でも同様のことがあると思うので、よく検討して欲しい。

○ 資料 1-4 の 8 ページで、品目別の割合を記入させることも可としているが、取引先の割合の記入も可とする旨【記入上の注意】に記載したらどうか。

→ 【記入上の注意】欄の記載内容が多くなるので、調査対象企業から問い合わせがあった場合に、そのように記載してもいいと指導することとしてはどうか。

→ 照会対応は民間の委託業者が行うことが想定されているが、本調査によほど習熟していないと対応が難しいので、このような照会に対応できる体制ができるか検討して欲しい。

○ 調査票はかなり分かりやすくなったように思うが、実際に企業側で記入が可能か事前にプレテストを実施することや、事後的にチェックするなどの対応は考えているか。

→ 本日お示ししている調査票そのものについては、現時点では予定していない。

今後の承認申請や入札手続等のスケジュールを考慮すると難しいと考えているが、事後に何らかの確認をすることについては、検討の余地があると考えている。

→ 一昨年度及び昨年度に行った調査研究において、当時作成した試作調査票を企業の担当者に確認していただき、回答が可能かどうかのヒアリングをしている。その際は、前回調査の調査票よりも記入しやすくなったという評価を得ている。

→ 実際に調査した結果、回収率や記入状況が悪いという場合、どういう理由で回収率が悪かったのか、どこが記入しにくかったのか検証した方がよい。

(2) 部門分類等検討ワーキング・グループの検討状況等について

事務局から、資料2に基づき、部門分類等検討ワーキング・グループの検討状況等について説明が行われた。インターネット附随サービスなど日本標準産業分類の第12回改定において変更があった部門については、基本的に当該改定に合せた活動範囲とすること、「郵便・信書便」については、日本標準産業分類の改定に合わせて部門の変更を行うとともに、定義範囲を見直し、ゆうパック・ゆうメール等の荷物を「道路貨物輸送」部門等を含める方向で検討中であることが報告された。これに対する主な意見等は次のとおり。

○ 「郵便・信書便」の取扱いは大変悩ましい問題である。郵便・信書もゆうパック・ゆうメールも、物を届けるという活動内容として、アクティビティの違いはないと思うが、産業連関表の分析上の視点から事業所概念をどこまで残しておくべきか、ということかと思う。「道路貨物輸送」は国土交通省で「郵便・信書便」は総務省とそれぞれ所管が異なるが、産業連関表の作成という観点から建設的な議論をしていただきたい。

(3) 基本計画・SNA課題対応ワーキング・グループの検討状況等について

事務局から、資料3-1及び3-2に基づき、基本計画・SNA課題対応ワーキング・グループの検討状況等について説明が行われた。公的部門の格付け基準の見直しについては、日本の国民経済計算（以下、「J SNA」という。）と同様の基準を導入する方向で、現在、それぞれの事業や法人等についての格付け作業を実施していること、また、これに関連して、社会保障基金に該当する事業及び共済組合等の格付けの整理の方向性、準公務の定義の詳細化について報告された。固定資本減耗の評価に関する取扱いについては、J SNAと同様に時価評価を導入する方向であることが報告された。これに対する主な意見は次のとおり。

○ 公務と準公務の違いは何か。公務が集合的支出で準公務が個別的支出だとしても、例えば行政サービスは全て集合的支出とは限らないので、一般論としてこのように整理していいのか、産業連関表において現実的に対応できるのか十分に検討すべき。

→ 御指摘のように、公務の中にも個別的支出は含まれている。ただ、WGでの議論は、あくまで、社会保障基金について、個別的支出が専らであることなどを踏まえて、「公務」に吸収することには違和感があるということで議論した結果である。一般論としてまでは議論していない。

- 「市場性の有無」の基準で「売上高が生産費用の50%以上」とあるが、生産費用の回収ができないような法人企業を想定することに意味があるのか。公務部門はそもそも費用の回収を目的としていない。
 - J S N Aで議論され採用された基準に合わせて産業連関表における格付け基準を見直すというものであり、産業連関表として、売上高が生産費用の50%を下回り赤字となる企業の取扱いについては議論していない。
 - 50%ルールは、市場と非市場を区分する際の基準として、生産した財・サービスが「経済的に意味のない価値」で提供されているか否かを判断するためのものとして設けられたものである。具体的には、生産費用の半分で賄えるか否かというE S A（欧州国民経済計算体系）における基準を採用したもので、J S N Aでは、統計委員会での審議を経て採用されたものである。
 - 売上高が生産費用の50%を超えるか否かは年によって違うことも予想され、その場合はG D Pも変化することになるのか。年によって50%付近を前後する企業もあるのではないか。
 - 格付けの際は、ある程度の期間50%以上を維持しているということが条件となる。
 - 新旧の格付け基準で何か変わるのか、過去表との接続性も考慮してチェックすべき。
- 公務と準公務の違いについて、それほど詳細に定義を設ける必要があるのか疑問である。また、社会保障基金については、共済組合等は、これまで対家計民間非営利団体だったものが、今回の基準見直しにより政府サービス生産者に変更となるが、そもそも対家計民間非営利団体は「政府の支配を受けていないもの」であり、共済組合等をそのように考えることは適切であったのか疑問。なお、S N Aでは従来から社会保障基金は政府サービス生産者に格付けしているので、今回、それに沿った対応にされることについては理解できる。
 - また、「資本偶発損」とは、そもそも、確率的に発生が想定される災害等について毎期ごとに費用を計上しておくものである。通常の実績の範囲を超える大震災などの災害に係る被害については、S N A上、「その他の資産量変動勘定」で計上されるものであり、これは産業連関表が対象にする範囲の外のものである。したがって、産業連関表上、大規模災害における損失については考えなくてもよい。
 - 公務・準公務は本当に分ける必要性については、幹事会で議論しておいて欲しい。

(4) その他

事務局から、次回の産業連関技術会議については、平成23年12月上・中旬頃に開催予定であることの連絡があった。

以上